

こんにちは

民生委員・児童委員

です!!

民生委員・児童委員
をご存じですか



■ 民生委員・児童委員とは・・・

地域福祉を推進する公的なボランティアです

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した非常勤の地方公務員ですが、給与や手当等の支給はされない無報酬のボランティアです。

また選考の課程においては、行政区長から推薦された者に関して、町及び県で適正基準に則った審査を行い、基準を満たした者が、民生委員として、それぞれの地域において福祉の増進に向けた取り組みを行っています。

全ての民生委員は、児童養護や育児に関する支援を推進するために児童福祉法で定められた児童委員の職を兼ねており、みなかみ町では現在64名の民生委員・児童委員が精力的に活動しています。

中でも主任児童委員は子育てを社会全体で支え「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を推進することが大きな役割の一つであり、みなかみ町では4名の主任児童委員が学校や子ども園、児童相談所などと連携しながら、児童や子育てに関する支援を専門的に行っています。



支援を必要とする人と公的機関をつなぐパイプ役です。

少子化や核家族化がすすみ他者とのつながりが薄れてゆく中で、地域福祉を推進し、住民の誰もが安心して生活できる環境づくりに寄与することが民生委員・児童委員に期待される役割の一つとなっています。

そのため、民生委員・児童委員は、行政区や役場、社会福祉協議会等と密接に連携し、担当地域において高齢者や障害のある方、子ども達を対象とした見守り活動を行いながら、地域住民が抱える生活上の心配ごとや困りごとに関する相談にも応じています。

その上で、公的支援等を必要としている場合は、課題解消に向けて適切な支援機関へつなげる役割を担っています。



情報を確実に保全することが法律で定められています

民生委員・児童委員が職務上知り得た情報を不用意に口外することは法律で固く禁止されています。したがって相談内容等の秘密は確実に守られますので、安心してご相談ください。

こんな時はお気軽に 地域の民生委員・児童委員にご相談ください



- ◆身体が不自由なので何かあった時が心配
- ◆介護サービスを受けたいけど相談先がわからない
- ◆出産や子育てについて不安なことがある
- ◆近所の子どもが虐待されているかも など

民生委員・児童委員の存在を多くの方に知っていただくとともに、その活動について皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



お問合せ先
みなかみ町民生委員・児童委員協議会事務局
みなかみ町役場 介護福祉課 生活福祉係
電話 0278 - 25 - 5011